

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和7年3月17日（月）

午後1時30分～午後2時28分

場 所 防災コミュニティセンター大会議室

出席者：教育長 石井朝方 教育委員 西山清和、深澤里奈子、鈴木貴志、伴 英美子

事務局及び出席者：大木参事、村松社会教育課長、常盤社会教育課副課長
露木学校教育課副課長、二見図書館長、二宮美術館長
神保学校教育課管理係長、細川社会教育課スポーツ振興係長
芹澤学校教育課管理係主事

石井教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和7年湯河原町教育委員会3月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、西山委員、鈴木委員の2名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず非公開とする案件についてお諮りいたします。案件（1）議決事項議案第35号 令和7年度湯河原町育英奨学生の決定についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。次に議案第36号 教職員の人事についてにつきましては、人事に関する案件であります。次に議案第46号 令和6年度就学援助費の決定についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。（2）協議事項協議第34号 令和6年度町立湯河原美術館関係資料の寄贈受入れについてにつきましては、個人情報を含む案件であります。以上4件の会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

石井教育長 それではご異議がないものと認め、この4件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和7年2月教育委員会定例会議事録の承認について

石井教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和7年2月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 令和7年2月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はございません。

石井教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 ないようでしたら、令和7年2月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

石井教育長 それではご異議がないものと認め、令和7年2月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第31号 湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

石井教育長 それでは、案件に入らせていただきます。(1)議決事項 議案第31号
湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第31号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第31号 湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部
改正について 説明)

・小学校給食費について令和7年4月1日から改定するため、規則に改正を要する

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございませんか。

伴委員 児童にとっては安くなっています、教職員の方にとっては、結構な値上がりなんだなど
いう印象ですが、教職員の皆さんには問題ないということでしょうか。

大木参事 校長会で説明をさせていただき、ご了解をいただいております。

伴委員 わかりました。

石井教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第31号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正について

石井教育長 次に、議案第32号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

細川社会教育課スポーツ振興係長 議案第32号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第32号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正について 説明)

・湯河原町体育協会から湯河原町スポーツ協会へ名称変更するため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第32号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正について

石井教育長 次に、議案第32号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰選考委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

細川社会教育課スポーツ振興係長 議案第33号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第33号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰選考委員会設置要綱の一部改正について 説明)

・湯河原町体育協会から湯河原町スポーツ協会へ名称変更するため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第33号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 教育関係施設等の使用料の減額及び免除に関する規則の一部改正について

石井教育長 次に、議案第34号 教育関係施設等の使用料の減額及び免除に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

細川社会教育課スポーツ振興係長 議案第34号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第34号 教育関係施設等の使用料の減額及び免除に関する規則の一部改正について 説明)

・湯河原町体育協会から湯河原町スポーツ協会へ名称変更するため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第34号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 湯河原町教育指導員の任命について

石井教育長 次に、議案第37号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします

す。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤学校教育課管理係主事 議案第37号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第37号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

- ・学校教育の指導充実及び振興を図るため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第37号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号 湯河原町教育指導員の任命について

石井教育長 次に、議案第38号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤学校教育課管理係主事 議案第38号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第38号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

- ・学校教育の指導充実及び振興を図るため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第38号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 湯河原町教育指導員の任命について

石井教育長 次に、議案第39号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第39号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第39号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

・社会教育の指導充実及び振興を図るため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第39号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

石井教育長 次に、議案第40号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤学校教育課管理係主事 議案第40号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第40号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 説明)

・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伴委員 先ほどまでの教育指導員という方と、この支援教育アドバイザーの方の違いについて教えてください。

露木学校教育課副課長 3名の教育指導員さんに関しましては、2名が学校教育課、1名が社会教育課でスタッフとして働いていただく方です。支援教育アドバイザーの山口先生につきましては、学校の要請によって、ちょっと気になる生徒の見とりや発達検査等を担当していただく心理士さんになります。

伴委員 わかりました。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第40号

を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 湯河原町社会教育推進員の任命について

石井教育長 次に、議案第41号 湯河原町社会教育推進員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第41号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第41号 湯河原町社会教育推進員の任命について 説明)

・町民の社会教育に対する多様化・高度化する多くのニーズに応える事業展開のため、教員等の資格を有し、知識や経験が豊かで当該事業の遂行に適する者として、引き続き任命するもの

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伴委員 社会教育推進員の役割についても教えてください。このあとの議案についても、役職の方のご説明をいただきたいと思います。

常盤社会教育課副課長 社会教育推進員につきましては、主に家庭教育学級、町民大学といった生涯学習、社会教育を広げていくことを主にお願いしています。週3～4回の勤務をお願いしております。

村松社会教育課長 いまも在職している職員ですが、今年度から、3小学校の放課後子ども教室の包括的な役割なども担ってもらおうと思っております。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第41号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第42号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第42号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第42号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・引き続き青少年相談員に委嘱するため

常盤社会教育課副課長 青少年相談員の役割といたしましては、街頭補導に関すること、青少年の相談に関すること、社会環境浄化活動に関することなどの職務をお願いしております。

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第42号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第43号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第43号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第43号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・引き続き青少年相談員に委嘱するため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第43号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第44号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第44号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第44号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

- ・4名の推進員の任期満了に伴い、湯河原町生涯学習推進員設置要綱に基づく

常盤社会教育課副課長 役割についてですが、門川・川堀・吉浜の地域会館で、実績委員会という組織をつくっておりまして、そこでいろいろな生涯学習の講座やイベントを行っておりまして、技術などについて、生涯学習の核を担っていただいております。

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第44号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について

石井教育長 次に、議案第45号 湯河原町立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

二見図書館長 議案第45号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第45号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について 説明)

- ・図書館法第15条及び湯河原町立図書館条例第3条の規定に基づく

石井教育長 図書館協議会の説明をお願いします。

二見図書館長 図書館協議会につきましては、図書館法により、館長の諮問機関で、図書館の運営や方針を協議していただく場ということで規定しております。条例で対象となる方を規定しております。

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第45号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第28号 令和7年度「湯河原町人権教育月間」について

石井教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第28号 令和7年度「湯河原町人権教育月間」についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

露木学校教育課副課長 協議第28号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第28号 令和7年度「湯河原町人権教育月間」について 説明)

- ・人権教育月間についての保護者へのお知らせ

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第28号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第29号 令和7年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）について

石井教育長 次に、協議第29号 令和7年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

露木学校教育課副課長 協議第29号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第29号 令和7年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）について 説明)

- ・研修事業、子どもフォーラム、家庭教育学級 等

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 外国語研修などについてですが、研修開始時刻が14時30分からと、5校時につかかっちゃうんですよね。これが午後3時からなら、子どもたちを5校時で下校させて間に合いそうな気もします。今後については、そのあたりの開始時刻について考えていただくと、より多くの先生方も参加しやすくなるのではないかと思います。

露木学校教育課副課長 ありがとうございます。基本的に、教育委員会で平日に持たせていただく会議につきましては、午後3時からと考えておりますが、小学校外国語教育研修会につきましては、昨年度は8月21日(水)という夏休み中に持たせていただきました。ですから、十分な研修時間をとるため、午後2時30分からとさせていただいたものです。基本的には、平日開催のときには午後3時からと考えておりますので、今後、違う研修や会議を持つときには、午後3時を基準に設定していけたらと考えております。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

伴委員 湯河原の小学校は、外国のお子さんも結構いらっしゃるなど感じております。そのお子さんたちが日本語の読み書きに結構大変な思いをしている様子を、駅前の居場所などで見ることがあります。そういうことから、外国の子どもたちのサポートのための先生方の研修のようなものはあるのかなと思います。

露木学校教育課副課長 この場合、外国語というのは基本的に英語になると思います。湯河原町で外国つながりでサポートが必要になってくるのは、スペイン語だと思います。多言語の研修を持っていくのは難しいところがありますが、そういった子どもたちが増えていく中で、教育委員会としましても、何らかのサポートができる仕組みをつくらなければいけないというのは、常に頭の中にございますが、なかなか実行できていないところです。ご意見ありがとうございます。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第29号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第30号 令和7年度校外体験学習推進事業（案）について

石井教育長 次に、協議第30号 令和7年度校外体験学習推進事業（案）について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 協議第30号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第30号 令和7年度校外体験学習推進事業（案）について 説明）

・真鶴道路施設見学会が追加された

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伴委員 稚鮎の放流体験では、服を着たまま川に入るのかなと思いました。服を着て濡れると動きにくいということも学べる日でもあるのかなと思います。

神保学校教育課管理係長 入らないです。

伴委員 失礼いたしました。

大木参事 バケツに入ったものを放す感じです。

伴委員 川に入って放流するのかと思っておりました。

大木参事 小学校2～3年生で、観光漁業協同組合の方々に見守っていただいております。低学年ですので、疲れてきてしまいすると、代わりに漁協の方たちが放流してくださると言聞いております。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第30号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第31号 令和7年度社会教育課事業計画（案）について

石井教育長 次に、協議第31号 令和7年度社会教育課事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 協議第31号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第31号 令和7年度社会教育課事業計画（案）について 説明）

明)

- ・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第31号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第32号 令和7年度町立図書館事業計画（案）について

石井教育長 次に、協議第32号 令和7年度町立図書館事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二見図書館長 協議第32号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第32号 令和7年度町立図書館事業計画（案）について 説明）

- ・一般関係、子ども関係

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第32号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第33号 令和7年度町立湯河原美術館事業計画（案）について

石井教育長 次に、協議第33号 令和7年度町立湯河原美術館事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二宮美術館長 協議第33号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第33号 令和7年度町立湯河原美術館事業計画（案）について 説明)

- ・展覧会、講演会、ワークショップ、教育関係等との連携

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第33号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報 告

(1) 令和6年度人権教育に係る年間計画の取組状況について

石井教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 令和6年度人権教育に係る年間計の取組状況について、事務局から報告をお願いします。

露木学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、令和6年度人権教育に係る年間計画の取組状況について 報告)

- ・各校の取り組み状況について（現状、目的・ねらい、具体的方策、留意点 等）

石井教育長 報告が終わりました。総合教育会議でもお話をさせていただきましたが、こうやって一覧表にするだけでも、意識は高まると思います。湯河原が一生懸命やっている取り組みの1つです。何か質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

(2) 令和7年度湯河原町民大学について

石井教育長 次に、(2) 令和7年度湯河原町民大学について、事務局から報告をお願いします。

常盤社会教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和7年度湯河原町民大学について 報告)

- ・受講生定員 150名

石井教育長 報告が終わりました。12月の講義をしてくださる岡田邦彦先生ですが、トラ

ンプのことを話してくださったのをお聞きしたことがありますて、すごくわかりやすくて楽しかったです。何か質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

（3）親子ますつり大会について

石井教育長 次に、（3）親子ますつり大会について、事務局から報告をお願いします。

常盤社会教育課副課長 資料3をお願いします。

（資料に基づいて、親子ますつり大会について 報告）

- ・隔年実施のため、令和7年度は開催されない

石井教育長 報告が終わりました。何か質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

その他

石井教育長 その他に入ります。委員の皆さんから何かございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 事務局からは、前回、伴委員から質問が出ましたマラソン大会のことについて、細川係長からお願いします。

細川社会教育課スポーツ振興係長 マラソン大会で、生活困窮者への補助があるのかというご質問がございました。近隣の市町村を調べましたところ、小田原市の小田原尊徳マラソン、山北町の丹沢湖マラソンにつきましては、特段補助はないということです。

また、藤沢市の湘南藤沢市民マラソンにおいても、そういった補助はないということです。寒川町の観桜駅伝競走大会においても、そういった補助はないということです。

石井教育長 他がしていないから、湯河原もしないということではないんですけど、とりあえず、こういったご報告です。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 以上をもちまして、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。